



# CIDESCO ビューティセラピー 認定校規則

---

著作権©CIDESCO

この出版物のどの部分も、電子、機器、コピー機またはその他のいかなる形式または手段によっても、CIDESCO からの書面による許可なしには、複製、情報検索方式での保管または送信をしてはならない。

## 第 1 条 CIDESCO ビューティセラピー認定校の基準

### 1.1 総則

- 1.1.1 エステティック専門教育学校であれば、スイスのチューリッヒに本部を置く CIDESCO, Comite International d'Esthetique et de Cosmetologie (以下「CIDESCO」と称す) に正式な認可を申請し、現行の認定校規定に定める全ての基準を満たす限り、その恩恵を享受することを認める (以下「CIDESCO ビューティセラピー認定校認可」と称す)。CIDESCO の認可を受けた学校は、「CIDESCO ビューティセラピー認定校」と呼ばれる。
- 1.1.2 CIDESCO ビューティセラピー認定校に申請する学校は、独立法人として設立され、申請以前に正規の CIDESCO ビューティセラピー認定校認定申請書に記載されている電気機器を含め、エステティックのフェイシャルとボディトリートメントの分野において積極的な教育を提供していなければならない。
- 1.1.3 現行の認定校規定は、CIDESCO 支部や政府機関等 CIDESCO ビューティセラピー認定校の所在地の権威団体が定めた規制を妨げるものではない。現行の認定校規定と矛盾した制限を受けた当該校に対し、CIDESCO 本部理事会は、そのような制限を証明する正式な書類を受け取った後に、適切な判断を下すことがある。
- 1.1.4 CIDESCO ビューティセラピー認定校としての認可を受けたという資格を売買または譲渡することはできない。
- 1.1.5 認定校の所有権に変更があった場合は、第 4 条が適用される。
- 1.1.6 認定校の施設が移転した場合は、第 4 条が適用される。
- 1.1.7 認定校は、自国の法律を遵守し、法的に要求される正規の登録と認可の手続きを済ませておかななくてはならない。
- 1.1.8 CIDESCO ビューティセラピー認定校と CIDESCO、つまり本部理事会もしくは事務局との通信は英語で行うこと。本部理事会宛ての連絡や通信は、書面にて本部事務局へ特に「本部理事会気付」と明記して送付すること。
- 1.1.9 CIDESCO 本部理事会は、指定した代表者により、いかなる時にも事前通告せずに認定校を視察し、現行の認定校規定の基準に常に達しているか否かを調査する権利がある。

- 1.1.10 他の認定校から編入を希望する学習者がいる場合、認定校は、当該学習者の成績表と出席証明、および CIDESCO 本部理事会の書面による承認がない限り、受け入れてはならない。
- 1.1.11 CIDESCO ビューティセラピー認定校は、直接的間接的を問わずいかなる形であれ、CIDESCO ビューティセラピー認定校認可の下に与えられた権利の供与を（フランチャイズ校やその他に関連して）許す契約、もしくはその他の取り決めを行ったり維持したりしてはならない。
- 1.1.12 CIDESCO ビューティセラピー認定校は、直接的間接的を問わずいかなる形であれ、CIDESCO ビューティセラピー認定校認可の下に他校に与えられた権利を制限もしくは妨げるような契約、もしくはその他の取り決めを行ったり維持したりしてはならない。

## 1.2 エステティック教育への専従性

- 1.2.1 CIDESCO ビューティセラピー認定校、もしくは CIDESCO 認定校としての認可を申請する部署は、その活動がエステティック教育のみに限られていなければならない。
- 1.2.2 認定校は、化粧品や器具を扱う業者もしくはセンターと密接な提携関係を結ぶことはできず、それらに関連した教育以外の商業活動を行ってはならない。但し、その他の活動が、教育が管理・実施されている事業体とは明白に分かれていて、全く別の合法的な事業体が正規の登録をした上で、別の施設で行われている場合は除く。
- 1.2.3 認定校は、特定ブランドの化粧品や機器を推奨してはならない。

## 1.3 CIDESCO の利益の追求と支部への参加

- 1.3.1 CIDESCO ビューティセラピー認定校は CIDESCO の利益になるよう積極的な支持と普及を行う。
- 1.3.2 認定校は、CIDESCO の利益に反する活動に、直接的もしくは間接的に一切関わることはあってはならない。特に、CIDESCO ビューティセラピー認定校は、CIDESCO 倫理規程（付属文書 4 を参照のこと）の最新版を厳格に遵守しなければならない。
- 1.3.3 認定校は、自国に CIDESCO 支部が存在する場合、その会員になり、会員であり続けなくてはならない。後日に支部が設立された場合、認定校は、支部設立後 6 ヶ月以内に会員になることが求められる。認定校には、自国の支部の定める規定を遵守する義務がある。支部が存在しない国の場合、認定校は CIDESCO 定款に定められた賛助会員として会費を支払う（現行の認定校規定 3.3.8 項および CIDESCO 定款の 9.1 項と 13.5 項を参

照)。

- 1.3.4 認定校は、学習者に対し、常に CIDESCO の歴史、目標、理念や倫理などの情報を提供しなくてはならない。CIDESCO のディプロマ取得者として、その職務と、支部がある場合は、帰属する支部に対する義務についても説明する。支部が存在する場合、学習者は学生会員になり、卒業後は CIDESCO 支部の一般会員になるよう奨励する。
- 1.3.5 CIDESCO ビューティセラピー認定校は、当該国に支部が存在する場合は、個々の連絡先を含む学習者全員のリストを支部に提出しなければならない。当該リストは、CIDESCO 支部および本部の内部だけで使用し、第三者に転用されることはないものとする。
- 1.3.6 認定校は、適用される版の CIDESCO 商標規定を厳格に守らなければならない（本件に関しては付属文書 5 の抜粋と 3.1.3 を参照のこと）。

#### **1.4 CIDESCO ビューティセラピー教育・ディプロマの基準および CIDESCO 試験の手続き**

- 1.4.1 CIDESCO ビューティセラピー認定校は、付属文書 1 にある（特に、課程の期間と内容について、及び理論と実技のシラバスのより具体的な詳細について）、基準とされている内容に則したビューティセラピー教育（以下、「CIDESCO ビューティセラピー教育」と称す）を提供し、かつ実施しておくこと。
- 1.4.2 CIDESCO ビューティセラピー教育は、CIDESCO 認定のディプロマ取得に繋がる試験（以下、それぞれを「CIDESCO ビューティセラピーディプロマ」、「CIDESCO 試験」と称す）に向けて備えるためのものとする。
- 1.4.3 CIDESCO 試験の手続き（以下、「試験手続き」と称す）は、付属文書 2 に規定されている。
- 1.4.4 1.4.1 項の基準及び 1.4.3 項の試験手続きについては CIDESCO 本部理事会が合理的に定義するものとする。特に、技術進歩及び経済状況に応じた変化に柔軟に対応すべく、本部理事会が随時修正を加えることがある。本部理事会は、自ら任命した教育委員会にその旨相談することがある。また、本部理事会は既存のビューティセラピー認定校に対して、いかなる方法でいつまでに当該修正内容を満たすべきか、合理的な条件を設定する。

#### **1.5 認定校の経営**

- 1.5.1 認定校の経営責任者は、職員による積極的な支持を得ながら、現行の認定校規定を厳格に遵守するようにしなければならない。

## 1.6 指導者

- 1.6.1 CIDESCO ビューティセラピー教育を担当する 指導者（以下指導者と称す）は、十分な訓練を受けた有資格者でなければならない。
- 1.6.2 指導者は、CIDESCO のディプロマを取得し、CIDESCO 支部の会員でなければならない。指導者は CIDESCO のディプロマあるいは資格の証拠を提示するよう義務付けられている。
- 1.6.3 指導者は、ビューティセラピーの資格を取得してからビューティセラピーの職業において少なくとも 2 年間の実務経験を持たなければならない。さらに、指導経験がある、もしくは指導者としての資格取得に向けて準備中であることが望ましい。
- 1.6.4 CIDESCO ビューティセラピー認定校は、1.6.1～1.6.3 項に定められた要項の何れかを充足しなくなった場合は、直ちに CIDESCO 本部理事会にその旨を報告し、速やかに不備な点を是正すべく適切な処置を取ること。CIDESCO ビューティセラピー認定校は、当該処置について本部理事会に随時進捗状況と結果を知らせなければならない。
- 1.6.5 定期的に職員会議を開き、指導内容と学習者の進歩や試験の実施方法について議論することが重要である。会議の記録は、CIDESCO 国際試験官に提示できるようにしておく。
- 1.6.6 指導者は、常にその専門能力を高めるための積極的な努力をしなければならない。
- 1.6.7 指導者は、エステティックの職業に相応しい身だしなみ規程を遵守しなければならない。

## 1.7 ビューティセラピー認定校の設備と機器についての基準

- 1.7.1 CIDESCO ビューティセラピー認定校は、最低限付属文書 1 に規定された基準に則った施設において CIDESCO ビューティセラピー教育を常時実施していなければならない。
- 1.7.2 CIDESCO ビューティセラピー認定校は、最低限付属文書 1 に規定された設備を用いて CIDESCO ビューティセラピー教育を常時実施し 性能を維持しなければならない。
- 1.7.3 1.7.1 項及び 1.7.2 項に述べられた基準とは、CIDESCO 本部理事会が合理的に定義するものとする。特に、技術進歩及び経済状況に応じた変化に柔軟に対応すべく、本部理事会が修正を加えることがある。本部理事会は、自ら任命した教育委員会にその旨

相談することがある。また、本部理事会は既存のビューティセラピー認定校に対して、いかなる方法でいつまでに当該基準を充たすべきか、合理的な条件を設定する。

## 1.8 粧材

- 1.8.1 CIDESCO ビューティセラピー認定校では、様々な肌タイプに対応できるよう、最低でも2社のメーカーのスキンケア用化粧品を2シリーズ使用できるようにする義務がある。そのうちの1つは、海外でも販売されているシリーズでなければならない。全ての化粧品は、CIDESCO が定める実習の要項に適合しなければならない。
- 1.8.2 認定校での実習および CIDESCO 実技試験では、この2種類の化粧品シリーズを使用する。

## 1.9 日誌

- 1.9.1 CIDESCO ビューティセラピー認定校では、日誌をつけ、指導者が署名する。その日誌には、日付と時間、全ての実技と理論の授業、テスト、試験、教えられた科目、そして実技の実習が外部モデルか相モデルで行われたかも毎日記録する。日誌には、各授業の所要時間、担当指導者名と学習者の出欠状況を必ず記入する。なお、授業の所要時間は45分以上としなければならない。
- 1.9.2 CIDESCO ビューティセラピー認定校は、出欠簿を管理し、国際試験官が見て、各学習者の履修時間がすぐにわかるようにする。
- 1.9.3 CIDESCO ビューティセラピー認定校では、学習者にすぐ見えるところに時間割を常時掲示する。

## 1.10 査定

- 1.10.1 CIDESCO ビューティセラピー教育課程に在籍する学習者は、当該教育を受ける期間に、受講する実技及び理論科目についてそれぞれ少なくとも2回の査定を受けなければならない。

## 第2章 CIDESCO ビューティセラピー認定校認可の申請方法

### 2.1 書類

- 2.1.1 CIDESCO ビューティセラピー認定校として認可を申請する学校は、スイス・チューリッヒに所在する CIDESCO 本部理事会が作成し本部事務局が発行する正規の CIDESCO ビューティセラピー認定校認定申請書の最新版を、申請校からの依頼次第

郵送にて受け取るか、CIDESCO の公式ウェブサイトからダウンロードして手に入れるか、必要事項をすべて記入して提出しなければならない。

- 2.1.2 当該申請校は、さらに CIDESCO ビューティセラピー認定校認定申請書に列記されている追加文書を作成しなければならない。これらの文書が英語で記されていない場合は、当該申請校は英語の翻訳版を作成するか、少なくとも内容を英語にて合理的な説明を用意しなければならない。
- 2.1.3 当該申請校は、特に以下の文書については原文及びその写しを 2 部作成し、原文が英語でない場合は英語の翻訳を添付すること：
- a) CIDESCO 支部が存在する国・地域については申請行が支部の会員であることを、または会員になる予定があることを示す証拠書類
  - b) 所轄当局に学校が登記・認定されたことを示す書類の写しおよび当該校が法的に認められた存在であることを証拠付ける書類
- 2.1.4 CIDESCO ビューティセラピー認定校認定申請書に全て記入し、前述の 2.1.2 項及び 2.1.3 項に規定された文書の原文と共にスイス・チューリッヒ所在の CIDESCO 本部事務局へ送付しなければならない。
- 2.1.5 当該国・地域に支部が存在する場合、申請書類一式の写しを支部に送付する。

## 2.2 申請料金

- 2.2.1 現行の認定校規定の付属文書 3 に定められた申請・視察料が CIDESCO 事務局指定の口座に支払われた時点で、申請審査の対象となる (3.3.4 項も参照)。
- 2.2.2 2.2.1 項に基づいて支払われた申請・視察料を振り替えることはできない。CIDESCO 本部理事会により申請が承認されなかった場合、2.3.5 項に基づき、その料金の 50% が返済される (3.4.4 項を参照)。

## 2.3 審査

- 2.3.1 2.1 項に定められた申請書および 2.2 項に定められた申請料が全額受領された後、CIDESCO 本部事務局は申請書類を確認し、CIDESCO 本部理事会による一次審査が行われる。
- 2.3.2 当該国に CIDESCO 支部がある場合、その支部は、提出された申請書類に関する所感を、本部理事会が定めた一定の期間内に提出するよう要請される。所感を期限内に受け取った後、本部理事会により申請書類が再査定され、申請を受理して審査を進めるか、あるいは却下するか決定される。

- 2.3.3 CIDESCO 本部理事会が審査を進めると決定した場合、視察官（以下「CIDESCO 視察官」と称す）が任命される。
- 2.3.4 視察官は申請校を訪問、視察し、その結果を報告書にまとめて提出した後、CIDESCO 本部理事会により決定が下される。本部理事会は、当該国に CIDESCO 支部がある場合、決定を下す前に支部の意見を求める。
- 2.3.5 CIDESCO 本部理事会が、視察の結果が不備である、または現行の認定校規則の第 1 条に定めた基準の一部もしくは全てに達していないと判断した場合、本部理事会は、その公正な裁量により、当該校に対し、不備な点を是正するために一定の猶予期間を与える。当該校は、猶予時間が満了した時点で、完全に是正が行われたことを証明する書類を提出することで、再申請することができる。その後、再視察を取り決めることになる。そして、本部理事会が再申請を却下、もしくは 2.3.6 項に規定されたように承認することになる。当該校は、再視察に関わる合理的な費用はすべて負担する。
- 2.3.6 当該視察の結果が満足の行くものということであれば、本部理事会が 2.4 項に定義されているように当該申請校を承認する。
- 2.3.7 当該申請校及び支部が存在する場合は支部宛てに、2.3.5 項及び 2.3.6 項の下、本部理事会の決定を本部事務局が通知する。
- 2.3.8 CIDESCO 本部理事会が下した認定の可否の判断を最終決定とする。本部理事会の決定に不服を訴える権利はなく、以後やりとりは一切行われぬものとする。

## 2.4 仮認可

- 2.4.1 2.3.6 項の規定に従って、CIDESCO 本部理事会により肯定的な決定が下された際、申請校は仮認定校として認められる。その場合、当該の仮認定校は、以下の権利と義務を有する。
- 2.4.2 2.3.6 項に記されたように、CIDESCO 本部理事会が肯定的な決定を下した場合、CIDESCO 本部事務局は仮認定校に CIDESCO 試験の手続きに定義されている関連書類を送付する。
- 2.4.3 2.4.1 項に定められた仮認定の地位の下で、仮認定校は、第 1 回目の「CIDESCO 国際試験」に向けて学習者の教育を開始する権利を有する。学習者および第三者（例：広告など）に対し、現行の認定校規定に基づいて CIDESCO 国際試験を受けるための履修課程を実施していることを述べるができる。その際に、当該校は仮認定の地位であり、まだ正式に認定を受けていない旨を明確に述べ、疑問の余地を残してはならない。



- 2.4.4 仮認定期間中、当該校は広告やその他の用途に CIDESCO のロゴを使用する権利はない。
- 2.4.5 仮認定は、仮認定校が 2.4.3 項と 2.4.4 項の規定を厳格に遵守しなかった場合、あるいは現行の認定校規定に定められた基準をどれも満たせなくなった場合、CIDESCO 本部理事会によっていつでも取り消される一時的なものである。当該校には CIDESCO 本部理事会の決定に不服を訴える権利はなく、当該の決定が通告された後、やりとりは一切行われぬものとする。特に納入済みの料金の返還など、いかなる請求もすることはできない。
- 2.4.6 もし仮認定期間中に、仮認定校が CIDESCO 試験を現行の認定校規則に完全に則らず成功裏に実施できなかった場合は、2 回目の実施を認める。2 回目の試験が再び成功裏に実施できなかったか、現行の認定校規則に完全には則らなかった場合、本部理事会の裁量により一時的な仮認定は終了し、当該校が再申請を行うには 2 年を待たなければならない。
- 2.4.7 仮認可の決定が下されてから 2 年以内に、現行の認定校規則に完全に従って CIDESCO 国際試験を成功裏に実施できなかった場合、仮認可およびそれに伴う全ての権利は自動的に無効になる。それに対して、特に納入済みの料金の返還など、いかなる請求もすることはできない。
- 2.4.8 2.4.5 項あるいは 2.4.6 項に定めた取り消しあるいは 2.4.7 項に定めた無効化の通知は、当該校の学習者に直ちに知らせなくてはならない。(5.5.1 項の小区分 a) が適用される。)

## 2.5 本認可の決定

- 2.5.1 CIDESCO は、2.4.3 項の規定に従って実施された第 1 回目もしくは 2.4.6 項の規定に従って実施された第 2 回目の CIDESCO 国際試験を、CIDESCO 本部理事会によって任命された CIDESCO 国際試験官が CIDESCO 本部理事会に提出した報告書に基づいて評価する。当該報告書には、CIDESCO 国際試験の最中に発覚した、現行の認定校規定第 1 条に定義された基準に満たない点およびその他の失敗・欠点についても記載される。
- 2.5.2 CIDESCO 本部理事会は、2.5.1 項に従って提出された正当な報告書と証拠およびその他の関連情報を考慮した上で、徹底的な調査を行い、本部理事会の定める仮認定の地位の下で仮認定校のトレーニング期間が満了した後に、以下の合理的な決定を下す:
- すべての要項が十分に満たされた場合は、CIDESCO ビューティセラピー認定校の本認可を行う (2.5.3 項を適用)
  - 不備が存在する場合は、条件付きの CIDESCO ビューティセラピー認定校認可を

- 行う (2.5.4～2.5.6 項を適用)
- c) 要項が満たされない場合は、CIDESCO ビューティセラピー認定校の認可を拒否する (2.5.7～2.5.8 項を適用)
- 2.5.3 2.5.2 項 a)号の下で CIDESCO ビューティセラピー認定校本認可の決定に引き続き、当該校は 2.5.9 項に述べられた通知日を以って、現行の認定校規則におけるすべての権利を享受しあらゆる義務を負うことになる。
- 2.5.4 2.5.2 項 b)号に述べられた条件付きの決定が下された場合は、CIDESCO 本部理事会は当該仮認定校に対し、不備な点を伝え、適切であれば特定の義務を課し、明記された不備を是正すべく合理的な期限を設定するものとする。
- 2.5.5 2.5.2 項 b)号に述べられた条件付きの CIDESCO 認定の決定に則り、当該校は 2.5.4 項の下で通知される特に別段の指定がない限り、2.5.9 項に述べられた通知日を以って 2.5.6 項に定められた最終決定がなされるまで、現行の認定校規則に定義された、CIDESCO ビューティセラピー認定校としてのあらゆる権利を享受しすべての義務を負うものとする。
- 2.5.6 2.5.4 項に規定された期限に達し次第、CIDESCO 本部理事会は以下の決定をしなければならない。
- a) CIDESCO ビューティセラピー認定校の本認可を与える (2.5.3 項を適用)、もしくは
- b) CIDESCO ビューティセラピー認定校認可付与を拒否する (2.5.7 項及び 2.5.8 項を適用)
- 2.5.7 CIDESCO ビューティセラピー認定校認定が拒否された場合、当該校には書面により拒否の理由が伝えられるものとする。本部理事会は、それ以降の当該校とのやり取りは一切行わない。当該校は、CIDESCO に対して不服を訴える権利はないものとする。特に納入済みの料金の返還など CIDESCO に対していかなる請求もすることができない。当該校が再申請を行うには、第 2 条の下、2 年を待たなければならない。
- 2.5.8 正式認可が却下された旨は、当該校の学習者に直ちに通知しなければならない。5.5.1 項 a)号が類推により適用される。
- 2.5.9 2.5.2 項、2.5.6 項及び 2.5.7 項に従い下された決定は、当該校及び支部が存在する場合は当該支部宛てに通知されなければならない。
- 2.5.10 2.5.2 項、2.5.6 項及び 2.5.7 項に従い下され 2.5.9 項に則り通知された決定は、最終のものとし、当該決定に対して不服申し立ての権利は一切ないものとする。

## 第3章 認定校の権利と義務

### 3.1 CIDESCO の名声の利用

- 3.1.1 CIDESCO 認定校は CIDESCO の認可が下りたことを学習者や第三者に引き合いに出す権利を有する。その場合、必ず CIDESCO 本部事務局から知らされた「認定校コード番号」を付記する。
- 3.1.2 認定校は、CIDESCO 国際試験の準備を進め、CIDESCO ビューティセラピーのディプロマ取得に向けて学習者を教育する権利を有する。
- 3.1.3 認定校は CIDESCO の商標を用いることができる。但し、適用される版の CIDESCO 商標規定に徹底遵守しなければならない（付属文書 5 の抜粋を参照のこと）。
- 3.1.4 認定校は、CIDESCO ビューティセラピー認定校認可の証明として CIDESCO のプレートを受け取る。当該プレートは、引き続き CIDESCO に帰属する（5.5.1 項 b）号を参照）。

### 3.2 CIDESCO 基準と規則・規定の遵守

- 3.2.1 CIDESCO ビューティセラピー認定校は、現行の認定校規則の第 1 条及びその他適用される最新版の規則、特に CIDESCO 倫理規程（付属文書 5 を参照）及び CIDESCO 商標規定に定められた全ての基準を常に厳密に遵守・維持・支援しなければならない。（付属文書 5 の抜粋を参照）。
- 3.2.2 認定校は、当該国に CIDESCO 支部がある場合、支部が定めた倫理規定も厳守することで、その代表として CIDESCO を援助し、その名声の保護と維持に務める。

### 3.3 金銭的義務（付属書類 3 を参照のこと）

- 3.3.1 付属文書 3 の規定に従い、CIDESCO 認定校は、認定校／仮認定校年会費を支払う。会費は、遅くとも毎年 2 月末までに、CIDESCO 本部事務局が指定した口座に支払う。1 月 31 日以降に認可が確定した学校の場合、残りの月数を基に按分計算で割り出した金額を支払わなければならない。
- 3.3.2 認定校は、CIDESCO 国際試験の実施に関連する、付属文書 3 に規定された追加の支払い義務を守るものとする。認定校は以下の経費を負担する：
- CIDESCO 本部が試験のために派遣した国際試験官の朝食付きホテル宿泊費として、最終日に出発できないことも考慮し、試験前日から最終日までの分を認定校が負担する。

- 国際試験官の宿泊先は、飲食施設や個人用の浴室付きで、安全かつ適切な場所にある高い水準のホテルでなければならない。
- 3.3.3 認定校は、上述の 1.3.3 項で規定された、帰属する CIDESCO 支部に対する**支払い義務やその他の義務**に完全に従うものとする。
- 3.3.4 申請校は、現行の認定校規定の付属文書 3 に規定された**申請料・視察料**（2.2.1 項も参照）を、申請と同時に支払わなければならない。2.3.5 項に基づき、申請が受理されなかった場合、支払われた金額の 50% が払い戻される。2.4.5 項や 2.4.7 項の場合は、そのような返金が行われない。
- 3.3.5 「**試験料**」：1 回目の CIDESCO 試験（及び 2.4.6 項の条件の下に実施される 2 回目の CIDESCO 試験）の際、付属文書 3 に規定された試験料が、CIDESCO 国際試験官にかかる諸経費の一部として、申請校に請求される。これら諸経費の中から各種交通費と日当を賄う。以降の試験からは、CIDESCO が全ての経費を支払うが、3.3.2 項に記載されている朝食代を含むホテル宿泊費は認定校が負担する。
- 3.3.6 認定校の基本試験料は付属文書 3 の定め通りである。試験料は遅くとも試験の 8 週間前までに CIDESCO 本部事務局により受領されなければならない
- 3.3.7 認定校の所有者に変更があった場合、あるいは認定校が別の施設に移転した場合、第 4 条が適用される。4.4 項の場合、仮認定校には、付属文書 3 に規定された**再視察料**が請求され、再視察の前に支払われなくてはならない。認定校・仮認定校は、その他に 4.2 項と 4.4 項に明記された合理的な費用も支払うものとする。
- 3.3.8 認定校に対する CIDESCO 賛助会員費（1.3.3 項参照のこと）は、認定校の年会費以外に別途請求される。
- 3.3.9 上述の費用は全て年毎に見直されるものとする。規定されている場合を除き、返済や振替をすることはできない。（2.2.2 項と 3.3.4 項参照）

## 第 4 章 所有権や所在地の変更

### 4.1 CIDESCO 本部への通知

CIDESCO ビューティセラピー認定校の所有権もしくは経営権に変更があった場合（例えば所有者の死亡あるいは所有権もしくは経営権)の部分的ないしは全面的な譲渡の結果)、又は認定校が新しい施設に移転した場合、CIDESCO ビューティセラピー認定校は自動的に移転するものではない（1.1.4 項を参照）。

その場合、認定校は書面で CIDESCO 本部事務局に、自国に CIDESCO 支部があればその支部にも、できるだけ早急に、遅くとも変更が発生してから 1 カ月以内に届出を行うものとする。認定校は、変更による法的・実地的な影響について説明する文書を届出の際に添付する。

## 4.2 査定

4.1 項で定めた届出を受けた CIDESCO 本部理事会は、指定の視察官を派遣し、認定校は再視察を受ける。視察官は本部理事会に報告書を送り、検討材料となる。上述の視察にかかる合理的な費用は認定校が負担する。本部理事会は、通知を受けた変更により、現行の認定校規則に記載された CIDESCO の基準や要件を履行する上で影響がないことが明らかであれば、視察をすることなく、自由裁量により通知を受けた変更の受諾を決定することもあり、従って CIDESCO ビューティセラピー認定校認可が承認されることになる。本部理事会は、認定校と、当該国に CIDESCO 支部がある場合は、その支部にも視察の実施の有無について通知する。

## 4.3 仮認定期間の再設定

CIDESCO 本部理事会が、認定校が提出した情報を注意深く検討し、当該 CIDESCO 支部と相談した後、通知された変更により、認定校としての基準を履行する上で問題があると判断した場合、当該校を 1 年間の仮認定の下に置く。類推により 2.4.3 項と 2.4.8 項が適用される。

## 4.4 再視察

4.3 項に記された仮認定期間が終了した時点で、CIDESCO 本部理事会が指名した CIDESCO 視察官による再視察が取り決められる。当該校に請求される付属文書 3 に規定された再視察料は、再視察の前に支払われなければならない。仮認定校は、交通費など、再視察にかかる合理的な費用を負担するものとする。

## 4.5 再認可

CIDESCO 本部理事会は、4.4.項に記された再視察の結果およびその他に入手した関連情報を検討した上で、新たに認定校として正式に認可するかどうか決定する。類推により 2.5.6 項から 2.5.10 項までが適用される。

## 4.6 既存の金銭債務

売主もしくは前経営者が CIDESCO に対して負ういかなる金銭債務も 4.2 項の下に実施される査定の前に、もしくは当該 CIDESCO ビューティセラピー認定校が買主に移転される前に、完全に清算しておかななければならない。しかしながら、当該買主もしくは新経営者は、

CIDESCO ビューティセラピー認定校認可の再申請を行う事態をさけるべく売主の未払いの金銭債務を負担してもよい。この目的のため、本部理事会は、買主もしくは新経営者に対して、売主もしくは前経営者による未払いの金銭債務について通知することが認められなければならない。

## 第5章 認可の取消し

### 5.1 取消しの理由

5.1.1 CIDESCO 本部理事会は、信頼のおける検証可能な情報源により、(文書で)確認された情報に基づき、当該校が、認定校規定第3条に記された義務に違反した場合、もしくは第1条に定められた基準をすべて満たしていない、特に以下の事柄が確認された場合、認定校としての認可を取り消すことを検討する。

- a) ビューティセラピー認定校主催の CIDESCO 国際試験において、現行の認定校規則に定める CIDESCO の基準や要件を満たしていない、もしくは繰返し不満足な試験結果を出した(すなわち3回連続して、受験登録した学習者の60%以下しか受験しなかった、もしくは受験した学習者の合格率が60%未満であった)場合。
- b) 認定校の指導方法が不満足であることが立証された場合。
- c) 認定校や指導者または職員が、重大な違反行為や非道徳的行為を犯した場合特に、CIDESCO 倫理規程(付属文書4を参照)の何れかに違反した場合。
- d) 2年間連続して CIDESCO 国際試験が実施されなかった場合但し、事前に本部理事会から書面による同意を得ている場合は除く。
- e) 現行の認定校規定とその付属文書3に定められた支払い義務を十分に果たしていない場合。
- f) 事前に CIDESCO 本部理事会から書面による承諾を得ることなしに、他の認定校もしくは他校の一人以上の学習者に CIDESCO 国際試験を受けさせた場合。
- g) 正当な理由なしに、繰返し CIDESCO 国際試験の実施を中止した場合。
- h) 認定校もしくは認定校に雇われた通訳者が、受験者が有利になるよう意図的にそのままの通訳をしなかった罪に問われた場合。
- i) 認定校もしくは指導者や職員などが、現行の認定校規定や CIDESCO 商標規定に違反した場合や、人を惑わす不当な広告を出した罪に問われた場合。

### 5.2 調査

5.2.1 CIDESCO 本部理事会はいかなるときも、特に上記の5.1項に記載されたいずれかの具体的な事例が発生した場合、詳細な調査を行うか、もしくは適切な第三者にその調査を委託することができる。

5.2.2 当該認定校は、調査に全面的に協力し、本部理事会が合理的に要求する全ての情報や証拠書類を提出しなければならない。

- 5.2.3 当該国に CIDESCO 支部がある場合、本部理事会は支部に調査の支援を要請し自由に連絡を取り合う。

### 5.3 文書による嚴重注意

- 5.3.1 CIDESCO 本部理事会が、5.1 項に記された事例の一つでも適合するという結論に達した場合、当該校に、その問題点と期待される改正、およびその改正の妥当な期限を明記した警告状が送られる。
- 5.3.2 当該校は、そのような改正が行われたことを示す正当な証拠を CIDESCO 本部理事会に提出する。5.3.1 項に定められた期限内に、当該の証拠を CIDESCO 本部事務局に送付しなくてはならない。

### 5.4 実質的な認可の取り消し

- 5.4.1 CIDESCO 認定校が、5.3.1 項に記された警告状に明記された問題点を完全に改正せず、定められた期限内に、特定された問題点を改正したという十分な証拠を、CIDESCO 本部事務局を経由して CIDESCO 本部理事会に提出しなかった場合、本部理事会は、認定校の認可の取消しを決定する。
- 5.4.2 CIDESCO 本部理事会は、認定校の認可を取り消す代わりに当該認定校を仮認定に戻す場合がある。その場合は、4.3 項～4.5 項が適用される。
- 5.4.3 CIDESCO は認定校に対し、書面でその決定を知らせ、CIDESCO 支部がある場合は支部にもその書面の写しを送る。CIDESCO ビューティセラピー認定校認可は、当該校がその通知を受領した日から取り消される(5.4.1 項が適用される場合)、もしくは仮認定校となる (5.4.2 項が適用される場合)
- 5.4.4 5.4 項に記載の本部理事会が下した認可の取消しの決定に対して不服を訴える権利はなく、以後、当該の件については一切やりとりされないものとする。

### 5.5 取消し後の手続き

- 5.5.1 5.4 項に記載の認可の取消しの決定に関する通知を受領した時点で、該当校は以下の手続きを行う：
- CIDESCO 国際試験の受験を目的とした進行中の履修課程もしくは、開催予定の課程の学習者に対し、直ちにその旨を通知し、通知の義務が完全に履行されたことを確認できる記録を文書で CIDESCO 本部理事会に提出する。
  - 3.1.4 項に基づいて当該校に届けられた CIDESCO のプレートを、送料自己負担で直ちに CIDESCO 本部事務局に返却する。

- c) CIDESCO の商標を含む印刷物、広告、案内書、レターヘッド等を直ちに回収して破棄し、学校のホームページから「CIDESCO 認定校」や、CIDESCO に認可された事を直接的ないしは間接的に示唆する単語や言及を一切削除する。

5.5.2 認定の取消しの場合、当該校には、既に支払われた料金の補償や返還を求める権利はない。当該校に関わるあらゆる料金及びその他いかなる未払いの金銭債務も完納されなければならない。

5.5.3 CIDESCO 認定校としての認可が取り消された当該校が、5.5.1 に記された義務に完全に従わなかった場合、CIDESCO 本部理事会には、適切だと見なされる全ての措置をとる権利がある。特に本部理事会は、認可の取消しを公に知らせる権利を留保する。本部理事会は、そのような措置をとる際、CIDESCO 支部がある場合は、支部に援助してもらうこともある。

## 5.6 再申請

5.6.1 認可の取消しを受けた学校は、再申請するまで最低 2 年の待機期間を設けなければならない。

5.6.2 待機期間を経た後、当該校は、第 2 条に記載された手順に従って、改めて申請を行う必要がある。

## 第 6 章 認可の撤回

### 6.1 撤回の届出

CIDESCO ビューティセラピー認定校は、いつでも CIDESCO ビューティセラピー認定校認可の撤回を決めてもよい。CIDESCO 認定校としての認可を撤回する場合、各暦年の年末になるまで効力が発生しない。当該暦年末 6 カ月前までに CIDESCO 本部事務局あてに書面にてその旨届け出なければならない。撤回届けの写しは、CIDESCO 支部がある場合は、支部に転送される。

### 6.2 撤回後の金銭債務

撤回を届け出た当該年度の未払いの料金やその他の支払い義務は、全額納入するものとする。当該校には、納入済み料金の補償や返還を受ける権利は一切ない。



### 6.3 撤回後の手続き

6.1 項で定められた最低の期限の最後に、認定を撤回する当該校は、5.5 項 a)号から d)号までに規定されたすべての義務を果たさなければならない。5.5.2 項及び 5.5.3 項も撤回するビューティセラピー認定校に適用される。

## 第 7 章 移行措置

7.1 現行の認定校規則及び CIDESCO 総会において正規に承認されたその後のいかなる修正規則も、7.2 項に定められた通り、当該総会の承認日を以って即時発効するものとする。

7.2 現行の認定校規則に対する特定の修正が CIDESCO 総会により承認される以前に既に CIDESCO ビューティセラピー認定校となっている学校については、できるだけ早急に修正規則に従うものとし、いかなる場合も当該総会による修正案の承認日から 12 カ月以内に実行されなければならない。

付属文書 1 CIDESCO ビューティセラピー教育基準及び CIDESCO ビューティセラピー認定校の施設・設備基準（正規の CIDESCO ビューティセラピー認定校申請書式の定めに基づく）

付属文書 2 CIDESCO 試験の手続き

付属文書 3 申請料

付属文書 4 CIDESCO 倫理規定

付属文書 5 商標規定

（付属文書については、すべて請求があり次第提供する）